

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和20年9月15日から21年8月1日まで
(D事業所)
②昭和34年10月31日から同年11月1日まで
(A事業所C支店)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①及び②における給与明細書等はないが、継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録、A事業所の回答及び同僚の証言から、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和34年11月1日にA事業所C支店から同事業所E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和34年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれ

を同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が提出した昭和21年4月12日付けの昇給辞令から、申立人がD事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が管理するD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人と同様の業務に従事していたと記憶する複数の同僚について、申立期間①において厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿によると、昭和20年9月15日にD事業所に在籍していた多数の厚生年金保険被保険者が資格を喪失し、21年8月1日にその一部の者が被保険者資格を再取得していることが確認できることから、同事業所は、終戦とともに事業所を一時閉鎖し、従業員の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

さらに、申立人と同様に、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録の確認ができない同僚とは連絡を取ることができず、当時のD事業所の勤務状況等の証言を得ることはできなかった。

加えて、D事業所は現在、厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人が記憶する事業主及び専務取締役の連絡先は不明であることから、申立期間①における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B事業部における資格取得日に係る記録を昭和43年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月13日から同年6月13日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同事業所から同事業所B事業部へ転勤した際、同事業所の被保険者資格喪失日が昭和43年5月13日であるのに対して、同事業所B事業部の被保険者資格取得日が同年6月13日となっているため、当該期間については加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍期間証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し（昭和43年5月13日にA事業所から同事業所B事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和43年6月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 15 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 事業所に勤務していた申立期間について厚生年金保険に加入していた事実
は無い旨の回答を得た。
給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について
厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の業務内容に関する記憶から、A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A 事業所は昭和 23 年 6 月 1 日に B 事業所を含む 4 事業所に分割されており、申立人は同年 3 月 16 日に B 事業所における厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人は A 事業所の分割に伴い、転籍した可能性が考えられるが、B 事業所の被保険者の中に A 事業所が分割される前後の期間に、A 事業所から B 事業所に転籍しているような厚生年金保険被保険者記録を確認できる者は見当たらず、当時の転籍状況等についての証言を得ることができなかった。

また、A 事業所に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、「当時の書類は保存しておらず、昭和 23 年の電鉄会社 4 社分割時における社員の転籍の経緯は不明。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、B 事業所に照会したが、「昭和 23 年の電鉄会社 4 分割時における社員の転籍の経緯、申立人が勤務していたとする現在の C 営業所と弊社との関連性、位置付けについても不明。」と回答している。

加えて、申立人は同僚として3人の名前を挙げているが、名字の記憶しか無いため、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録を特定することができず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の氏名を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 14 日から同年 11 月 3 日まで
社会保険事務所にA船舶の勤務期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間に父親と一緒に甲板員として勤務したことは船員手帳で明らかのため、当該期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は船員手帳を保管しており、申立期間についてA船舶の船員の身分を有していたことは明らかであるが、実際に乗船していた期間を特定することはできない。

また、申立人は父親と一緒に乗船していたと主張しているため、同時期にA船舶で船員保険の記録のある複数の者に、親子で乗船した船員の名前を記憶しているか聴取したところ、「名前は思い出せないが、親子で乗っていた者がいた。乗船していた期間は短いと思う。乗船していた時期、期間についてはよく覚えていない。」と証言する者はいたが、申立人の名前を記憶している者はいなかった。

さらに、A船舶は申立期間においてB船舶所有者が適用事業所となっていたため、B船舶所有者（事業主）に当時の状況を確認したところ、事業主の妻は、「事業所は閉鎖し、当時、事業主であった夫は亡くなっており、船主をしていたころの資料はすべて処分した。船長及び船員で連絡を取れる者はいない。」と回答しており、申立てに係る事実を確認できる資料等を得ることはできなかった。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたこと

を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、A事業所においては、昭和 37 年 8 月 22 日から 38 年 1 月 28 日までの加入となっていた。A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは 35 年 8 月 1 日であるが、自分は当該事業所にはそれ以前から正社員として勤務していたので、厚生年金保険への加入日は同年 8 月 1 日が当然と考える。この間、厚生年金保険料を控除されていたと思われるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元共同代表取締役及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立期間において、A事業所の実質的な社長（元共同代表取締役の夫）は既に故人となっている上、元共同代表取締役についても他事業所の経営に主として携わっていたためA事業所における厚生年金関係業務の詳細を把握しておらず、A事業所の元事務責任者も連絡不能となっているため、申立人の主張を裏付ける証言が得られない。

また、申立人や元同僚の証言によれば、申立期間当時、A事業所には 100 人余りの従業員が勤務していたとされ、一方、A事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、適用事業所になった昭和 35 年 8 月 1 日に被保険者資格を得た 14 人を含め、約 2 年間の間に 39 人の被保険者の記録が確認できるところ、もう一人の元共同代表取締役の親族から「会社設立にあたって、あちこちから借金し経営が厳しかったので、社員全員を厚生年金保険に加入させる余裕がなかった。」との証言を得た。

さらに、申立期間にA事業所において厚生年金保険の被保険者であった複

数の元従業員から「当時、社長は新しく立ち上げた会社の業務については素人ということもあり、会社でトラブルが絶えず、入社してすぐ辞める人もいた。」及び「当時、事務責任者が社長と従業員の間に入ってもめ事の収拾を図っていた。会社における雇用形態や厚生年金保険への加入について、会社全体としての対応が整備されておらず、社長や事務責任者が従業員と話し合いながら処遇などを決めていたように思う。」との証言を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、A事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から33年6月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録の照会をしたところ、年金記録が一部欠落している旨の回答を得た。申立期間においてはA事業所に勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において親族が経営するA事業所に勤務していたと主張しているが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和32年8月31日及び同年9月1日に複数の厚生年金保険の被保険者が資格を喪失していることが確認でき、複数の同僚から、「申立期間当時、A事業所は経営不振で事業を停止していた。」との証言を得た。

また、複数の同僚は、「A事業所が昭和32年8月末頃に事業を停止した後、数人の従業員がA事業所に残ったが、申立期間当時、A事業所で申立人を見かけたことは無い。」と述べている。

さらに、A事業所は昭和34年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から 13 年 4 月 28 日まで

社会保険庁の記録では、A事業所に取締役として勤務した期間のうち平成 12 年 8 月から 13 年 3 月までの標準報酬月額が、実際の給与が月額約 20 万円であったにもかかわらず、9 万 8,000 円に見直しされていることが分かったので、見直し前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 13 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることとあり、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年 6 月 11 日付けで 12 年 8 月から 13 年 3 月までの期間について 20 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額見直しされていることが確認できる。

しかし、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所の職員が保険料の督促に訪れていたことについては記憶しているが、社会保険事務に関することは代表取締役と事務職員が行っていたので、私は知らない。」と主張しているが、事務を担当していた元従業員は、「申立人が責任者として会社の印鑑の管理を行っていたので、社会保険関係の書類は申立人に提出していた。社会保険業務の責任者であった。」、「当時、会社は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員が度々訪問していた。滞納保険料についても申立人は承知していたはずである。」と証言している。

さらに、申立人は、A事業所の業務執行に責任を負う立場であったことがうかがわれ、社会保険事務についても権限を有していたと考えるのが自然で

あり、標準報酬月額減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年8月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚についての申立人の記憶から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立期間当時の同僚から、「当時、A事業所の支店長から、6か月間は試用期間で、その後本採用になるという話があり、他の従業員に対しても同じ話をしてきた。また、自分も入社後6か月ほど経過してから厚生年金保険の被保険者となった。」との証言を得た。

また、A事業所に申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について照会したところ、「当時の帳簿類はない。社員名簿はあるが申立人の名前は確認できない。」と回答しており、申立てに係る事実を確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和25年5月1日取得）から同番号*番（昭和28年11月1日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 562 (事案 348 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年1月23日から41年4月1日まで
②昭和44年11月28日から45年11月28日まで

申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、当該期間にA事業所で撮影した写真を在籍の証明として提出するとともに、当時、当該事業所で、自動車を運転できたのは私だけであったことから、運転免許証の交付年月日が、当該事業所に在籍していたことを証明するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、A事業所が法人化されたB事業所の全喪日とされる昭和44年11月28日は、45年11月28日の誤りであり、全喪日とされている日以後にB事業所で撮影した写真を、当該事業所に在籍していた証明として提出するので、社会保険事務所で管理されている全喪日の記録を、45年11月28日に訂正するとともに、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいので新たに申立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人の記録を確認することができず、申立人はA事業所の事業主であった期間があるものの、当時の関係資料は残っていないことから当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除された事実が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たにA事業所で撮影された写真を提出するとともに、運転免許証の交付年月日が、当該事業所における在籍の証明になると主張している

が、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録では、申立人が事業主であったB事業所は昭和44年11月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人は、厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは45年11月28日であると申立てしている。

しかし、C市で管理している国民健康保険の加入記録によれば、申立人は同市において、昭和45年3月30日に国民健康保険に加入したことが確認できることから、申立人の主張には不自然さがうかがえるほか、申立人が提出した写真については、申立人が44年11月28日より後の期間にB事業所内で撮影したとしており、B事業所は存続していた可能性はあるものの、これらの写真をもって、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。